

原賠審による賠償基準「中間指針」の見直しについて

2022年11月10日、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は、専門委員による最終報告を受け、「中間指針」について賠償対象を拡大する方向で見直す方針を決めた。「中間指針」が「可能な限り早期の被害救済を図る」と謳っていることからすれば、最高裁判決を待ってからの見直しは遅きに失したものであり、また、被害者の声を十分に聴き、反映させてきたわけではないことから、今次の見直しもいくつかの問題点を含むものとなっている。

まず、避難指示区域については、①過酷避難状況による精神的損害、②故郷喪失・変容による精神的損害、③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、④精神的損害の増額事由の4項目で賠償基準や賠償額を検討するとされている。これらの整理はいずれも妥当であり、今後、判決の低額にとどまる賠償額の誤りを正し、被害実態に即した賠償額が定められるべきである。

次に、「自主避難の避難等対象区域」については、子ども・妊婦以外の者に対して、「本件事故当初の時期以降に抱いた放射線被曝への恐怖・不安についても、……これだけでは賠償の対象となる損害の基礎にはなり得ない」と誤った評価をしつつも、「残存する後続事故に対する不安と相まって抱く相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない」ことから、賠償の対象となる期間の変更が必要か検討するとする。他方、子ども・妊婦に対しては、「各判決と中間指針の考え方は整合が取れている」と見直しに慎重な姿勢をみせている。

さらに、「自主的避難等対象区域外」については、生業訴訟が唯一、「自主的避難等対象区域外の原告について、当該地域の測定線量の推移等を踏まえ、地域単位で典型的に賠償の対象となる取り扱いをしている」と確認しつつも、「自主的避難等対象区域」の設定範囲は合理的なので、「自主的避難等対象区域の拡大については、慎重に対応すべき」としている。

このように「自主的避難等区域」及び「自主的避難等対象区域外」については、「自主的避難等対象区域」の子ども・妊婦以外の者に対する賠償の増額を検討事項として取りあげるにとどまり、「自主的避難等対象区域」の子ども・妊婦に対する賠償の増額や、「自主的避難等対象区域」の範囲を拡大することは検討対象とされていない。

しかし、こうした整理は被害実態を直視しないものである。具体的には、「自主的避難等対象区域」の子ども・妊婦以外の者について、「本件事故当初の時期以降」の放射線被ばくへの恐怖・不安を正しく評価していない。子ども・妊婦についても、各判決が一律の増額を認める判断を示しているにもかかわらず、それに反する評価となっている。

「自主的避難等対象区域外」については、「賠償を典型的に認めた判決は少ない」として判決の数を問題としているが、そもそも当該区域の原告を多数擁しているのは生業訴訟し

かない。その生業判決が一律賠償を認めているのであるから、類型的に認めた判決が少ないことは見直しを否定する根拠にはなりえない。さらに、生業訴訟では、会津地方や栃木県について、年間5 mSv を超える時期があったとして、(子ども・妊婦に限ってはいるものの)一律の賠償を認めているのであるから、原賠審が年間5 mSv を超える時期があっても損害を認めないのは放射線被ばくに起因する被害の理解を誤っているというしかない。

万一にも被害者の見落としがないようにあらゆる被害を見直し、また、確定した7高裁判例による賠償水準を安易に切り下げたりせず、深刻な被害の実態に見合ったそれにふさわしい賠償がなされなければならない。

生業訴訟原告団・弁護団は、引き続き、国の責任を追及するとともに、原状回復、あらゆる被害者の救済、脱原発を求めて、全力を尽くす決意である。

2022年11月20日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団